



「鉱山道路整備強化月間」8月1日～31日にあたって

令和 7 年 7 月
那覇産業保安監督事務所
所 長 高 須 賀 邦 充

鉱山で働く皆様、暑い日が続く中、毎日のお仕事ご苦労様です。

酷暑の中では熱中症に注意し、水分補給と休憩をこまめに取りよう心掛けましょう。

さて、沖縄鉱山保安対策委員会では、8月1日から31日までの間を「鉱山道路整備強化月間」と定め、鉱山における危害・鉱害防止のための保安運動を展開します。

鉱業権者におかれましては、各鉱山、各職場において、この運動期間中に下記の事項について点検を実施し、整備されていない項目については、改善を行ってください。また、鉱山道路を運行するに当たっては、鉱山道路内の粉じん飛散防止、トラック等の安全運転を確保することにより、安全で環境のよい職場を築きましょう。

また、鉱山周辺の公道についても清掃を心掛け、鉱山近隣の環境にも配慮しましょう！

- ★ 鉱山道路の幅員、縦断こう配は技術基準どおりになっていますか？
- ★ 路面は、安全な走行ができるよう維持されていますか？
- ★ 必要な箇所にブレーキテスト、速度制限などの標識は設置されていますか？
- ★ ガードレール、土盛、置石等の転落防止措置は万全ですか？
- ★ 危険箇所への立入禁止措置等の警標は設置されていますか？
- ★ 公道への出入口付近の清掃は十分にされていますか？
- ★ 鉱山道路内の粉じん飛散防止のための散水は十分にされていますか？
- ★ 鉱山道路内の制限速度を守っていますか？
- ★ 洗車プールは適切に維持されていますか？
- ★ 荷台の十分な水切り等の公道汚染防止措置は万全ですか？
- ★ 車両系鉱山機械及び自動車の点検は適切に行っていますか？

<参 考>

- 鉱山保安法施行規則
第26条 巡視及び点検
- 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令
第16条 鉱山道路及び坑道
- 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針(内規)
第14章 鉱山道路及び坑道(第16条関係)

<令和7年度 鉱山保安標語入選作品>

「確認ヨシッ!!」 命を守る 合言葉

仲嶺 竜次 (大度鉱山)

保安運動「鉱山道路整備強化月間」の実施要領

令和 7 年 7 月
沖縄鉱山保安対策委員会

1.期 間

令和7年8月1日(金)～31日(日)までの1ヶ月間

2.趣 旨

本運動は、沖縄鉱山保安対策委員会を推進母体とし、重点目標及び期間を定め、保安運動を展開して鉱山の保安意識の高揚を図る。

特に本月間では、鉱山道路の点検整備を重点的に行うとともに、その強化に努めることにより、危害及び鉱害防止に資することを目的とする。

3.各鉱山の実施事項

(1)保安委員会(保安会議・グループ会議)等の開催

鉱業権者又は保安統括者(保安管理者)が中心となって保安委員会等を開催し、保安運動の意義、趣旨について鉱山従事者全員にその周知徹底を図る。

(2)鉱山道路の点検整備

鉱業権者、保安統括者(保安管理者)及び鉱山従事者等による調査班を編成し、次の事項について一斉点検を実施し、その結果を検討するとともに改善を必要とする事項については早急に措置する。

特に、鉱山道路に関する保安上の必要事項が保安規程に規定されているか確認するとともに、保安規程及び技術指針等の基準の遵守状況について確認を行い、その内容を評価する。

- ① 鉱山道路規格の遵守(幅員、縦断勾配)
- ② 鉱山道路の標識、柵等の保安設備の設置
- ③ 鉱山道路の路肩、傾斜地での誘導等の措置
- ④ 転落防止設備の整備
- ⑤ 鉱山道路からの粉じん飛散防止措置の徹底
- ⑥ 洗車プールの水質維持、荷台の水切り措置等、公道汚染防止措置の徹底

4.各地区鉱山保安対策委員会の実施事項

保安対策委員長が中心となり、保安運動推進班を編成し、地区内鉱山を巡視して相互に啓発し合うほか、ビデオ上映会、講習会等の可能な手段により、効果的に運動を推進する。

5.那覇産業保安監督事務所の実施事項

- (1) 所長メッセージ及び推進票を各鉱山に配布する。
- (2) 必要に応じて監督官を派遣し、各地区保安対策委員会の支援をする。

保安運動「鉱山道路整備強化月間」推進票

点検年月日 令和7年 月 日

(鉱山名) _____ 鉱山

点検者氏名 _____

[点 検 項 目]		チェック	備 考
Ⅰ.各鉱山道路での環境整備		[]	
① 鉱山道路規格の遵守	[]	基 16-2-1	
② 標識、柵等の保安設備の設置	[]	基 16-2-2	
③ 路肩、傾斜地での誘導等の措置	[]	指 14-2-2	
④ 転落防止設備等の措置	[]	指 14-3-1,2	
⑤ 鉱山道路内の散水等の実施	[]	基 3-3	
⑥ 洗車プール維持、荷台水切り措置等の実施	[]	基 3-3	
Ⅱ.評価（ただし、A:良好、B:部分改善必要、C:全体の見直し必要）			
(1) 鉱山道路の全般	[A、B、C、]	基 16-2-1	
① 鉱山道路規格の遵守	[A、B、C、]	基 16-2-1	
② 標識、柵等の保安設備の設置	[A、B、C、]	基 16-2-2	
③ 路肩、傾斜地での誘導等の措置	[A、B、C、]	指 14-2-2	
④ 転落防止設備等の措置	[A、B、C、]	指 14-3-1,2	
⑤ 鉱山道路内の散水等の実施	[A、B、C、]	基 3-3	
⑥ 洗車プール維持、荷台水切り措置等の実施	[A、B、C、]	基 3-3	
(2) 保安規程の遵守状況	[A、B、C、]	法 9-規 27	

法:鉱山保安法

規:鉱山保安法施行規則

基:鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令(技術基準)

指:鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針(技術指針)